翻訳

カール・ディーツェル

「国民経済との関連よりみたる国債制度」(七)

池田浩太郎

第七章　国債制度

国債は国家信用を実際に利用した成果である。前章で論じた国家信用の本質からつぎの事があきらかとなるであろう。すなわち、国家信用は本来その適用および利用にあたってただひとつの一般的形式のみを認める。この形式はつぎの点にもとづいているのである。すなわち、国家が総体の目的達成のために必要な資本を調達するために、総体経済の機関として自己の信用使用の必要が生じた場合、まず個別経済の諸資本を受け入れるという国家の意図をあきらかにし、同時に国家が遂行すべき永続的反対給付（利子）に関する詳細なる規定を告知し、もって可処分資本の所有者をして彼の資本をかかる条件で譲渡するよう要請する点にもとづいているのである。かかる方法で国家が調達した資本こそ真の国債を形成する。

しかしながら国債に関する諸著作のうちには国家信用が個人の資本を国家のために調達するのに用いられる他のおおくの種類と形式とに論及しているものがある。[1] しかも現実においてもおおくの国々のうちには資本を他の方法で獲得していながら、しかもなおこれを国家信用によって得たとしているような国家もみられるのである。

S.142

1) バウムスタルク、前掲書、二二七ページは、かかる諸種の形式のもっとも豊富なるカタログを体系的に総括している。しかし

a 強制によって実現したもの、

b 自由なる合意によって実現したもの、

という彼の信用業務の第一の主分類からしてこの把握方法が支持できぬものであることをしめしている。強制と信用とはおおむね氷炭相容れない状態にあるといえるからである。——他の大部分の著作家たちはかかる誤りを犯してはいない。かれらは自由なる合意によっておこされた公債のみを信用に帰せしめているからである。たとえばネーベニウス、前掲書、三一四ページ、ラウ、財政学、第二編、四八五節、参照。——ちなみにかれらは強制による信用業務をもやはり真の国債と非常に密接な関連があるものとしている。かれらはこれを自由なる合意にもとづく信用業務と並べて第二級の国家債務と解釈しているからである。この不幸なる「国家債務」の概念のうちにすべての誤りおおい見解の原因が根ざしているのである。債務が成立するにあたっての全く異なった方法、一部はまさに対立的でさえある方法に注意を払うことになく、国家が引受けたすべての債務のひとかたまりを一括して「国家債務」と考えるのである。その他の点では自由意志的信用業務はいまなお素晴しい見本帳を示すであろう。前掲書の他に Nik. Thadd. v. Gönner, Von Staatsschulden……, München 1826, S.91 ff. フルダ、前掲書、三一ページ、マルフス、前掲書、第一巻、四六〇ページ以下を参照されたい。

一、誤れる借入方法

本書の目的は国家信用制度と一般国民経済との内的関連を展開し、国民経済のうちでの自然にかなった地位を国家信用制度に指示することに限定されている。したがって財務の実際についての種類を異にするすべての形態をかぞえあげ明瞭にすることは全く本意ではない。にもかかわらずかかるかたよれる形態が純粋なる国家信用といかなる関係にあるかを研究することもまた必要ではないかとおもわれる。

かかる多様な形態のすべては本来の国家信用にもとづいているのではない。これらが存在する所以はふたつの理由からである。すなわち、第一におおくの国々では国家存立の本質的諸条件がまだ欠けているからして国家信用が全然存在しないか、また不完全にしか存在しないという理由。第二により重要なのは国家信用は漸次的に成立し段階的に形成されるという理由である。このゆえに国家信用は長い年月にわたって私信用の要素と未分化のままにとどまっていたのである。なぜならば国家信用が国民経済的形成の最高の段階をしめすものであり、それゆえ高度に発展している国民の下でのみその全き適用が可能であるという事実をここでわれわれはくりかえし指示しておかねばならないからである。

いわゆる国家信用という独特の種類の信用を国家が享受しうるためには国家は事実上語のより高度な意味において国家たらねばならない。したがって完全なる国民経済的結合体が存在しなければならないのである。そして国家はその総体経済のための機関を形成するのである。国家は国民経済的発展のためのすべての条件を内包しておるべきものである。他の自然圏、経済圏に属し、それゆえに独立的傾向をもついかなる部分をも国家は内包することをゆるさない。同様に国家はよりおおきい経済的全体の一部分をなすことさえしてはいけないのである。

S.143

かかる場合あるいはこれに類似している場合には国家が提供する経済的繁栄のための保証、とくに独立的存続のための保証がすくなければすくないほど国家信用はそれだけちいさくなる。かかる理由からなぜ不自然に形成され、またはズタズタにされている小国家が真の国家信用を全然もたないか、あるいはわずかしかもたないかが明瞭となるであろう。かくしてこれらの国々では入用がおきたときには諸資本を私信用の方法で調達する可能性しかないことになる。すなわち、返済期限を予定し、状況に応じては担保による特別の保証のもとに資本を調達することになるのである。[1)]

1) ドイツ諸小国の信用状態がこれについての証拠となりうるであろう。たとい一時的にあらわれるものにせよ、また恒久的に存在するものであるにせよ、これらの国での〔信用の〕諸混乱と破壊とを、とにかく国家信用体系自身の罪としないよう警戒せねばならない。これら国々の信用を私信用の基礎にもどすことは信用を救うただしい道であるとはおもえない。Rob. v. Mohl, Erörterungen über die würtembergische Staatsschuld, Tübinger Zeitschrift für die ges. Staatswissenschaft 一八四六年、六二〇ページはこれにたいする示唆に富む考察をなしている。Obertrib-Rat. v. Sarwey, Das Staatschuldenwesen der Kleinstaaten、前掲雑誌、一八五二年、三ページ以下はおなじ問題を非常に鋭く論述している。

かくてかかる諸国家においては私信用の要素と国家信用の要素とを混合した国債形態を保持している。この国債形態は国家信用の使用をはじめたばかりの時には必然的な過渡形態として出現せねばならぬものだったのである。本書の序論ですでにわれわれは諸国家が長い間私信用の諸形態と諸条件の下でのみ資本を調達しえたこと、状況の圧力のみが徐々に国家信用への移行をもたらしたこと、しかもこの場合現実の発展がつねに理論的認識に

先行したことをしめしておいた。イギリスにおいてさえ一八二九年にいたってはじめて全公債の分割償還という幻を追う無益の努力を放棄したのである。今日にいたってもなお、とくにヨーロッパ大陸に国家信用に関する誤れる諸見解がひろがっているとしても、すなわち、起債されたものの償還を無条件的に政府の義務と表現されているとしても、および真の国家信用の利用の試みがおおくの国々で全然なされていないとしても、あえておどろくべきことであろうか。

たとえ国家による信用利用のすべての多様なる種類と形態とが――これらは資本の返済を狙っているのであるが――まだ私信用の性格をおおくもっているとしても、しかしこれらは国家信用への過渡段階というべきであり、私信用が部分的に国家信用となったものだといえよう。われわれは信用利用の種類と形態との純粋国家信用への転換のみを研究しなければならない。[1)]

S.144

1) それゆえ双方より解約可能な国債、および契約にもとづく予じめのとりきめによって一定時に償還される国債もこれに属するといえる。後者の国債の場合にもまたおおくの形態がある。けだし人は返済を外的事件の発生、あるいは人生の禍福の変化によらしめるからである。終身年金、トンチン年金[注1)]、富くじ国債などがこれにあたる。ネーベニウス、前掲書、三二九ページ以下を参照。

注1) イタリア人トンティの考案した一種の終身年金。まず加入者の組をつくり、加入者は一定金額を拠出する。そして拠出金は償還しない。組全体の拠出額の一定割合を利払（年金）の形で加入生存者にたいしてのみ均等に分割して支給する。組の加入者が死亡した場合には年金額の分割すべき人数が減少するので、生存者一人当りの年金額は増加し、最終生存者は同一組の年金額全部を受けることになる。この制度は国家や教会で濫用されたが、他人の死亡を喜ぶなどの弊害があった。しかし保険思想の普及には役立った。

信用の主要特徴たる移転の自由意志性にもとづかないで国家が個別経済の資本をとりあげるような方法は徹頭徹尾信用から除外しなければならない。他の独立の理由で金を国家に予託するようなあまり重要でない場合を除いて、すなわち、この金を国家が自己の目的に利用することができ、それにたいして利子を支払いうるような場合（保証金、裁判予託金など）を除いて、かかる方法のすべては資本所有者にたいして国家権力のおこなう強制にもとづいており、国家権力の実際上の権力乱用にもとづいているのである。これらを信用業務に入れることは全く概念の混乱でありゆるしがたい。[1] 信用業務が利益あり必要であるのとおなじく、これらは欠陥ありかつ責むべきものなのである。

1) かかる事態はもちろん残念ながらたとえばバウムスタルク（本書、一四一ページ1)参照）にもみられる。資本調達のための強制処置についてはネーベニウス、前掲書、三一九ページ以下、ラウ、財政学、四八六節以下、を参照されたい。

二、強制公債

国家はつぎの三種の方法で所有者の意志に抗して個別経済から資本を調達しうる。すなわち、

1) 国家は法的規制を設けることによって一定額の譲渡を資本の所有者に課する。かれらはこれに結びついた職権的威嚇によって資本の譲渡を余儀なくさせられるのである。すなわち、強制公債である。

2) 国家は通常の流通過程で購入することによって財貨を獲得するか、あるいは契約によってサービスを調達する。しかし支払いあるいは反対給付をしないか、あるいはすくなくとも延期する。支出未済（Ausgaberücks-tande）がこれである。

S.145

3) 国家は国家に支払を要求しうる人々にたいし、一般的流通手段（人々は当然この形での支払を要求してもよい）の代りに、すぐにはまたは損失なしでは一般流通手段と交換しえない信用証書を無理に受取らすことによって決済する。国家は信用証書に法的支払手段の性格を付与するか（国家紙幣）、あるいは信用証書が自由流通において利子の高さに応じた資本価値を主張しうるよう利子付のものにしなければならない（国庫証券、証券、その他）。後者の証券の場合には発行制限および相場安定のための規制によって不利益はのぞかれている。しかし前者は最も危険のおおい財務の実践手段とみらるべきものである。

かかる方法はすべて非常に好ましからざるものである。これらの方法は国家信用の原理についての無知または軽視によってうまれたものであり、国家信用によって完全に不要となるものである。目前のもっとも緊急なる必要のみがこれらの方法の適用を正当化するかもしれないであろう。その時には強制により調達された資本を公債による同額の自由意志的調達によって、できるだけはやくその所有者に返済するようもっとも熱心につとめねばならぬことになる。

国家のために資本を強制的にとりたてるすべてのかかる手段の好ましからざる点は、一般的にはこの手段がその時々に存在する国民経済資本の使用――この使用の合目的性にこそ国民経済の繁栄と成果とが依存している（本書、一三一ページ以下参照）――に不可避的に不利なる影響をおよぼすことにもとづいている。すなわち、かかる手段は個々の労働力への国民経済資本の恣意的かつ暴力的割当をうみだすものだからである。したがって個人の手にあってよりおおきな生産物価値をうみだすのに使われたかもしれない資本をとりさり、それに応じた損失なしで済ましえたかもしれないところにこれをもってくることになる。これに反しもし総体経済が信用の方法に

S.146

よって自発的に譲渡しようとする資本のみをとりたてるならば、かかる不利益はおこりえないであろう。この方法によって同時に既存の可処分資本のおおきさ、および総体経済が個別経済に代ってもつ価値のおおよその知識がえられる。この知識は強制処置の場合にはおなじく欠けているものなのである。[1)]

1) 多数の著作家たちは強制公債を一般に否定的に判定する点ではたしかに一致しているが、そのために必要なる重点を強制公債にともなう国民経済的不利益におかず、強制公債のために規定された諸処置の不当性に力点をおいているのである。法の道徳的感情を害したくはない。しかし本考察にあたってはこのモチーブを事態に関係のないものとして拒否せねばならぬであろう。ここではともかく争いはおこらないであろう。事物の本性からして生起したものはつねに正当なものであり、また同時に合目的的なものであるからである。「国家は自発的公債をおこすのと同様に強制公債をおこす権限もある」という原則に到達せしめたツァハリエの考察方法はしかし全く不当である。経済的事物においては抽象的正当化をもってしてはなにも論じえないであろう。法の立場、とくに法律学の立場は経済的領域からは断乎除外すべきであろう。Zachariä, Ueber das Schuldenwesen der Staaten des heutigen Europa, in Pölitz Jahrbüchern, Jahrgang 1830, S.215 参照。

諸資本の強制的譲渡は、国家が事物の本性にもとづいてなす場合よりもおおくを課税するや否や課税の方法ですでに現われる。すなわち、国家が個別経済の可処分財貨準備から、総体経済のために不可欠である流動資本以上のものを課税の方法（したがって強制的要求）によって徴収するや否や現われるのである。かかる可処分資本はさもなくば流動資本あるいは固定資本として一般国民経済に投下されたかもしれないし、あるいは最終目的である人間的入用の充足にただちにあてられたかも知れないものであった。

三、法外なる諸租税

S.147

法外なる諸租税はかくて利子のつかぬ強制借入にほかならない。利子がつかないという事情は事物の本質をかえるものではない。利子もまた租税と同様の方法で、したがって租税＝強制公債という貢納の尺度とおなじもので取りたてられねばならぬであろうから、もし法外な租税＝強制公債に利子をつけようとするならば各人は利子を受取る分だけよけいに利払のために租税を引渡さなければならないことになるであろう。これは目的なき形式性である。しかもここでは取りたてと再支払の費用は国民経済にとって純損失となるであろう。

逆に言うならば強制公債は本来緩和された形で不法に課せられた租税である。すなわち、強制公債はその所有者にとってもっとも不可欠である小資本を容赦し、大資本にはこの不当のために利子の形で埋め合わせている点において緩和された形式のものなのである。[1] たといこれらの利子がその時々に中庸をえた利子率で規制されていたとしても、おおくの人々にとってはおおきな損失が残るであろう。けだしかれらにはより利益のおおい投資機会があったかも知れないし、あるいはすでに利益おおい投資をなしていたものを譲渡しなければならなかったかもしれないからである。個人にたいする利払によってこの処置の過酷さがいかに緩和されようとも、国民経済全体にとっては所詮無条件的に不利益をうむだけのものである既存の資本についての個別経済の個人的状況を顧慮していない恣意的処置は、資本の合目的的使用、おなじことであるが国民の労働力のもっとも有利なる利用を不可能にするであろう。

1) ツァハリエは前掲書、二一五ページで、「国家が自己の必要とする貨幣を公債によって調達するか、課税によって調達するかは法的にはどうでもよいことである」といっているが、この限りではただしいであろう。しかしこのことはまさに信用業務でない強制公債についてのみ妥当する。それゆえツァハリエが信用の本質を完全に誤認して、この原

則を真の国債にまで拡張しようとして「国債は国家が臣民より取りたてる租税である」（前掲書、二〇〇ページ）というとき、これは全く不当であるといえよう。バウムスタルク、前掲書、三九二ページをも参照。

総体経済のための個別経済の可処分在庫の強制的徴収としての諸租税はかくて徹底的に租税の必然的目的に制限すべきである。[1] この目的については後に詳述するであろう。この限界をこえその所有者の意志に反してかれらの資本を課徴することは非経済的でありまたそれゆえに不当でもある。もちろん中央政府は総体経済の維持と存続とのために必要とする財貨を国民に要求しうる権利をもつべきであり、必要があるときには徴発しうる権利をもつべきである。しかし中央政府はこのために各々任意の、自分に気に入った方法をとる権利をもってはいない。むしろ中央政府はこれを事物の性質にかなった合目的的方法で遂行すべき義務をもっているのである。

1) Ueber den Staatscredit, von einem russ. Staatsmann, S. 6 ff. 参照。

S. 148

資本を個別経済からひきだし国民資本となすべき事物の性質にかなったただひとつの合目的的方法こそ国家信用利用の方法である。国家信用は個人をしてこれが自分の利益であるとおもわれるや否や、自己の可処分資本を永続的利益の基礎としての総体経済の固定資本に投下するようにうながすものである。その作用の領域を規定し、その最良の適用方法を見いだすためには、第五章でなした国民資本に関する論述を簡単に要約することが便宜であろうとおもわれる。

国民資本は国民経済資本の一部であって国民の総体経済を運営すべきものである。国民経済が合成された生産力の方法で獲得しようとしている財貨をうむために存在しなければならない永続的設備、工場、非物質的状態および個々の財貨より国民資本はなりたっている。[1] これは大部分は非常に耐久的な財貨から構成されている。これ

は総体経済のために長いあいだ役にたち、一経済時期から次の経済時期へと移行し、それぞれの時期によって維持され増大させられていくものである。これらが総体経済の固定資本をなすのである。

1) これについてよりくわしくは本書、九二ページ以下参照。

国民資本の一小部分は、おなじ時期に生産された財貨の中に完全に入り込んでしまうゆえをもって、一経済時期に完全に消費される財貨からなりたっている。直接総体経済ではたらいている人々のための生計手段、すなわち、その生産的活動をおこなうために国家で働いている人々全部に国民経済から渡されねばならぬ財貨の総体（および固定資本の維持に使用さるべき財貨）がこれである。これらは総体経済の流動資本をなす。これは各経済時期において従来の形態では消滅し、同時期にうみだされた財貨の価値のうちにふたたび現われるものである。

国民資本は国民経済の一般資本から形成される。しかしすべての資本は結局変形しようとする財貨であるか、あるいは他の財貨の変形のために協同しうる状態におかれた財貨にほかならないのである。

ここからの結論としてすべての流動資本はつねに（年々）あらたに生産されねばならないし、また生産されてきたことがあきらかとなる。流動資本はいずれにしてもその資本にたいし最終的に決められた形態に移行するや否や、短期間のうちに資本であることをやめ人間的入用の直接的充足に消費されるからである。

これに反して固定資本は年々更新される必要はない。その全材料、全価値がこの期間内に固定資本との共同でできる財貨のうちに入り込んでしまうことはないからである。しかしこの固定資本は年々の財貨生産によって維持されねばならないし、減耗の場合には補完されなければならない。同時に固定資本の不断の増大は財貨量および富の不断の増大の一手段となりうるであろう。

S・149

かくて一期間の内にあらたに獲得された生産物のすべてはさしあたり可処分資本と考えるべきである。この可処分資本のうち半分（以上）が流動資本として直接享受財に変形するよう決められている。すなわち、これは従来の入用の充足のため、および労働力の増大と固定資本の増大がその増大を可能にするような入用の成長を充足すべく決められているのである。他の半分は後の経済時期のための永続的利用の基礎になるべく固定資本に転換させられる。

固定、流動両資本の量的関係はつねに時々の国民経済の状態に依存している。普通の場合には流動資本の方がずっとおおきいであろう。しかし事情によっては、しかもとくに緊急を要する場合には固定資本は流動資本を犠牲にして非常に拡大されうるのである（本書、五一ページ以下、とくに五六ページ参照）。

もし上述の諸原則を総体経済に適用するならば、総体経済の流動資本はそれぞれの経済時期につねにあらたにうみだされなければならず、またこれを個々の構成員が総生産のために提供せねばならぬという現象がおこる。なぜならば流動資本の価値は構成員が総体経済からあたえられた財貨の形で存在し、またこの時期の内に構成員によってすべて消費されるからである。そうでない場合には総体経済は非常なる大混乱におちいり、ただちになにもできなくなってしまうにちがいないであろう。前述、本書、八七ページ参照。たとい当該財貨が前経済時期の生産物としてすでに処分可能となったものであるとしても事情は同様である。なぜならばこの場合にも前の時期の財貨の代りとなるおなじ価値の財貨を当期にふたたびうみださねばならぬからである。でないと永続的資本の減耗の結果、経済は漸次無に帰することになってしまうからである。「永続性」はすべての経済の根本性格である。意図的にかあるいは計画的に後退してゆく経済というものはもはや経済とはいえないであろう。

S.150

各構成員に負担がかかり、かなりの程度に各構成員にたいし要求されている総体経済の流動資本へのかかる貢納のためには、総体経済の各構成員は貢納を当年に生産し、自発的に醵出するという配慮をもたなければならない。しからずんば構成員は総体経済によってうみだされた財貨にはなんらの請求をもちえないであろうからである。この財貨が非常に有用であるがゆえに充分に費用を補完すること、またすでに（本書、八七ページで）述べたように個別経済はかかる財貨を総体経済の作用のもとで希望している財貨に変形させる目的でのみかかる財貨を生産するからして、一般には各自はこれを非常よくなしうるのである。

これに反し（個別経済の入用充足後）なお手許にある可処分資本は――これはさまざまのおおきさで、しかも通常非常に異なったおおきさで、国民経済の一定数の構成員の手元にあり、総体経済の固定資本として投下しえたかもしれないし、その可処分資本を真に有効に利用すべきであるならば、投下しなければならぬものである――可処分資本の所有者側からのたんなる贈与の方法で総体経済の所有に帰すことはない。なぜならば個別経済は前の場合のようにそれに相応した財貨または利益を総体経済から反対給付としてかえしてもらえないからである。すなわち、第一に固定資本の利用は時間的に無限にひろがっており、さらにはまたとくに、現代国民経済の全構成員、全然醵出していないかあるいはすこししかしていない人々、および将来の世代もまた同様にその利益に参加しうるかもしれないからである。しかし反対給付がないことによって贈与という行為への経済的モチーブは全く欠けることになるであろう。

一般国民経済的根拠からして非難すべきものであることはすでにみてきたのであるが、強制的移譲というものもまた固定国民資本の形式のための必要なる資本を調達するという当面の目的をすくなくとも永続的には達成す

S.151

ることが不可能となるであろう。なぜならばたとえ手元にあり、かくされていない財貨をこの方法で取りさろうとしても、とどのつまりはその再生産と資本の新集積はおこらないままであろうからである。かかる再生産こそはまさに全事物中もっとも本質的なものなのである。かかる作用の点で信用は富の増進にとって最大の重要性をもつ（本書、二四ページ参照）。

かくてもし総体がかかる可処分資本を、しかもいやしくも永続的資本形成と富の増加のこの方法を、有効に利用しようとするならば、もし総体がとくに固定国民資本の増大によってその総体経済を不断に一層の発展をさせようとするならば――これがひとつの経済的必然であることはいままでに充分論じたと信ずる――総体が可処分資本の所有者にたいし、その資本を総体の信用にもとづいて総体にわたし、これにたいし一定の利子をつける形で可処分資本からの利益のある程度の部分を受取るよう規定する以外の道はないのである。

国家信用の適用を必要ならしめるものは本来可処分資本の所有の不均等性であり、これにこそ全公債制度がもとづいていることをここでただちに指示しよう。もし可処分資本の所有が平等であると考えられる場合にはもちろん課税の方法がより簡明であろう。ここからいうまでもなくただちに誤れる見解がうまれる。すなわち、国債によって現世代の人々は未来の世代の人々に不当な方法で負担を転嫁するという見解がこれである。これについては後述しよう。

四、経費の多様性

上述したところを財政用語をもって要約してみよう。われわれは国家入用の調達のための主要基準としてつぎのふたつの原則をもったことになる。すなわち、

一、国家および国家に属する個々の施設の維持運営のための規則的通常的経費は全国民のわけへだてなき貢納によって、すなわち、租税によって調達しなければならない。

これら経費は各経済時期におなじようにくりかえされることで容易に識別しうる。

二、国家およびこれに属する個々の施設や機関における永続的使用のため、またこれらのものの拡張あるいは不変に維持するための全経費は国家信用にもとづく国債によって調達すべきである。そうすればこの国債利子のみが以後年々通常的経費として課税によって支払われることになるであろう。

これら経費はただ一回一定の仕方で生じ、したがってまさにその効用がその投資の時期をこえて永続するからして規則的にくりかえさないという点によって明瞭に認識しうるのである。

(例によって事実をあきらかにしよう)。戦力の永久的維持のための費用は第一のクラスの経費の内に入る。これは租税をもって調達すべきである。なぜならば租税は不断につづく入用に役立ち、それゆえ人間性の現状がつづく限り各年おなじようにくりかえされる。すなわち、かかる現状下では武装平和が考えられる限りの、まだしももっともよい国際情勢におもわれるのである。一戦役における直接戦費はこれに反し第二のクラスの経費に属する。なぜならば戦費は永続的に必要なる経費ではない。したがっておなじようにくりかえされることはない。しかもその結果(利益)は当年度をこえてずっとひろがることがおおいからである。かくして若干の制限はあるにしてもかかる戦費を公債で充足することはゆるされるばかりでなく、またたいていの場合利益ありかつ必然的である。この制限については後述しよう。

第二の種類の経費もまた第一の経費とおなじく国家結合の本質および目的に根ざしている。両者の差異は主と

してその作用の時間的永続性にかかっているのである。国家信用制度を判断するにあたり、従来の理論は第二の経費を緊急的なものであると考え、これによってまた多少とも意識的に例外、不当さらには不正の概念とさえ結びつけていた点で誤っている。[1] したがってこれらの理論にとっては「起債」はまさに規則的国家収入が全く充分でないときに緊急の例外的補助手段としてのみ考えられたのである。

1) 例えばマルフス、前掲書、第一巻、三八八ページ以下にいう「(臨時的入用の) かかる必要性はつねに悪というものである……」(三八九ページ) と。ゲンナー、前掲書、八九ページ。ラウ、財政学、四七一節。ロッツ、前掲書、第三巻、四二一ページ。Ueber den Staatscredit, von einem russ. Staatsmanne, S. 8 ff. をも参照——かかる見解と関連して、多数の著作家が国家経費のさまざまな性格を全然認めようとせず、したがって通常収入で充分な経費とそれこえる経費との区分のみ認めようとすることがおこる。後者がすなわち臨時的経費なのである。

しかしわれわれの見解によれば国家信用の使用は租税の課徴とおなじく自然にかなった手段を意味する。両者は国家支出のふたつのちがった部分に相応するのである。したがって両者ともに同時にまた同様に適用しうる。もちろんその両領域が厳格に分離されての話しであるが。信用使用の必要はただ租税課徴のようには時期的規則性をもっては出現しない。まさにおおきな永続的設備と使用とは事物の性質上総体経済の日々の運営のために必要とする経費のようには規則的に生ずるものではないからである。

にもかかわらず、かなり高度の文化をもつ国民の場合にはかかるおおきな国家経費の入用は一種の永久的なものとしてもある程度考察される。そしてこれを充足する手段としての国債はかくて経常経費の充足のために租税がすでに制度として組織づけられているように制度化されねばならないであろう。国家信用を緊急の際の例外的

補助手段と考えている限り、その真の本質は理解できない。われわれはかかる相違の重要性を感じとっていたので、国家信用に関する見解をいうまでもなくすでに〔国債制度という〕本書の標題に表現しておこうとしたのである。増税をこそむしろ、信用の欠除、あるいはその非常なる低下がこれ以上の信用の利用を不可能にしたり、または当をえたものとおもえなくした緊急時の例外的補助手段として利用すべきである。

われわれは議論をさらにすすめて国債制度と一般国民経済との自然的連関を個々にわたって追求する前に、従来の理論家の多数によって定立され、しかも国家経費の分類およびそれの二種の調達方法に関する上述の命題に対立している一連の命題と見解とをとりあげ究明することが必要であるとおもわれる。

経常的に規則的にくりかえされる経費は租税で充足すべきであるという第一の命題は従来の理論とも矛盾しないとおもわれる。信用制度の反対者たちはむしろ全経費を租税で充足したいのであり、これが事実上不可能であるときに限りなにか他の制度の適用しようとおもうからである。かくてわれわれの見解はむしろ課税の制限をより大にすることによってかれらの意見と区別されるであろう。われわれの見解はすでに定立した総体経済と流動資本との概念に由来するにすぎないのである。国民は享受財および国家から引きだす生産用役にたいする対価として租税を支払う。すなわち、国民はその生産のために比例的割合を貢納するのである。この目的をこえた租税の負担は国民経済的見地からは断乎排斥すべきものである。なぜならばこの場合には過重負担はかれらの一層の発展のために、あるいはかれらの同程度の存続のためにさえ必要であり、かつそのために生産された可処分資本の一部を動かしえないほどの理由もなくして個別経済から取り去り、個別経済の経済的繁栄を阻害し、すべての国民経済のもっとも主要な目的にもまさしく対立することになるからである。

S.155

これに反し永続的使用のための経費は公債手段によって調達すべきであるという上述した第二の命題にはより詳細なる解明と基礎づけとが必要であろう。ここでは支配的意見が往々われわれと対立しており、おおくの非難と反対論にたいしてわれわれの意見を弁護しなければならないからである。すでにしばしば言及してきたように、信用の使用はただ例外的補助手段たるべきであり、増大した国家経費の充足のためのただしくかつ妥当な方法は増税の方法であるという点で、これら支配意見のすべては一致している。

国債に関するすべてのゆがんだ、かつ不運なる判断と感情との原因は国民経済にたいする一面的見解にある。これについては本書の序論と第二章で論評しておいたので、これを参照するよう指示しておこう。人々は国民経済の生産費として一般に各個別経済のなすべき支出および多少ともあきらかにあたらしい財貨に移行した支出のみを考察し、国家秩序がすべての発展している国民経済の第一の基礎をなし、それゆえに国家秩序が要求する永続的財貨消費を国民経済の生産費にふくめることをみのがしているのである。

国家経費をできるかぎり制限し、収支間の不均衡をおこすかもしれぬすべての臨時的経費はどんなにでもしてさけるべきだという点に基準をおくにしても、しかし、にもかかわらず時としては臨時的入用が出現することを一般に認めねばならないであろう。そして臨時的入用のための充足手段と方法とについての論争点こそが、今やわれわれの全問題の核心をなすのである。

五、臨時的入用充足のための種々なる手段

可能な手段として三つの方法があらわれる。言うまでもなくこの三つのものはすでに実践に移され、理論的研究もなされてきた[1]。すなわち、

S.156

1) 国家資産（Staatsschatz）の形成、すなわち、入用のおきたときすでに資本を所有している必要上あらかじめこれを形成し集めておくことである。

2) 増税、すなわち、入用のおきたときにこれに必要なる資本を租税の尺度によって全国民から直接に取りたてることである。

3) 国家信用の使用。

1) マルフス、前掲書、第一巻、三九〇ページ参照。彼は本書で六種のちがった手段について論述しているが、このうち先取（Anticipation）と紙幣発行のふたつのものは広義の信用に入る。第六番目の国有地の売却は全然ここには属さない。国有地が一般に国家のために役立つならば、その売却は同意されないであろう。そうでない場合には臨時的入用とは独立なその他の理由からその売却が決定されるであろう。いずれにせよこれは偶然的補助手段でありうるのみであり、一度おこなえば絶対的になくなってしまうものである。さらにロッツ、前掲書、第三巻、四二二ページ以下、ラウ、財政学、四六三ページ以下および四七一ページ以下、Ueber den Staatscredit〔前出〕九ページ参照。

おおくの場合かかる三方法の相違はまず第一のものが過去に、第二のものが現在に、第三のものが未来に負担をかける点に求められた。これは第三の方法に関するかぎりただしくない。しかも第一、第二の場合でもこれはきわめて表面的なメルクマールにすぎぬものである。以下若干詳細にこれを論じてみよう。

六、国家資産

国家資産の集積[1]については意見の相違はほとんど存在しない。これは一般にはかなり無条件的に非難されている。国家資産は過去に属するものである。往時は国家資産を集め蓄えることは所有および法の不安全性の結果と

して一般かつ自然であり、それゆえ政府にとって必要なものであった。然らずんば政府は臨時的入用のおきた場合に、その充足のための資金調達が不可能となるからである。未発展の往時にあってはこれはいまわれわれがこれについてもっているかもしれないような欠点をもってはいなかった。なんとなれば停滞経済は新資本を必要とせず、その投下場所がなかったので資本をおそらくは全然成立させなかったか、駄目にしてしまったかもしれないからである。かくして国家資産の収集は個々の特殊目的を別にすれば、国民経済全体にとっても、もし然らざればおこなわれなかったであろう資本蓄積を促すという利益をもったのである。

1) ロッツ、前掲書、第三巻、四二四ページ以下は国家資産体系に反対する決定的な解明である。おなじくマルフス、前掲書、第一巻、三九〇ページ、ここでは同時におおくの著作家たちのこれにたいする賛否がのべられている。

今日のように国民経済が高度に発展し、かつとくに資本形成が容易である場合には国家資産の集収は無用有害であるばかりでなく絶対的に不充分でさえある。

常時存在している流動資本あるいは可処分資本の量が非常に巨大であり、かつ巨額なる既存固定資本の下では、(突然の取りさりにともなう)流動資本の再調達はいずれにしても保証されているので、総体経済の入用がおきた場合にも流動資本の大部分を瞬時にしてこの目的のために集中しうるのである。常時一国民内に流動している巨額の資本は今日ではかつての一封建領主が蓄積しえた国家資産より、よりおおきいある種の国家資産であるといえよう。国民の富の保護あるいは増大のための努力をするために国民は単純なる意志の力で、このいわゆる国家資産を集中させればいいのである。しかしかかる緊急事態がおこらぬかぎり国民は国家資産からかれらの入用充足のために、不断に効用をひきだし、同時にこれによって全資本に内在的な進歩的要素にもとづいてこれをま

すます増大させてゆくのである。

その目的に応じた国家資産の形成が必要となるかもしれない場合のような大資本の引抜は国民経済にとっては異常なる傷手であり、国民経済的発展のおおいなる障害であるかもしれない。中央政府が国家資産を生産的企業に投資しようとした場合においてさえもそうであろう。しかしこれはあきらかに経常的に可処分性をもつという国家資産の性質に反するであろう。なんとなれば資本の効用と、信用が資本の上におよぼす促進的作用とはまさにその資本がこれを最も利用しうる人々の手にある点にもとづいているからである。本書の二三ページおよび四六ページ以下を参照されたい。

S.158

最後にそれぞれの国家資産は今日の大規模なる国際関係のもとでの臨時の入用充足には不充分であろう。その根拠はとくに国家資産はただ一度だけ支出しうるのみである、すなわち、一度の使用で消滅し、決してその再生産に効果をもたらさないという点に存する。国家資産の不充分性についての経験はもちろん主として最近におけるほとんどすべての国々が国家資産を集める方法を放棄し、信用制度の方法にふみ出したことにあずかって力がある。信用制度はその内在的性格からして永続的再生産に適しており、また最もおおきな要求を充分にみたしうるからである。[1)]

1) たとえイングランドが全ヨーロッパに存するほどの現金を国庫にもっていたにしても、この金額は最近の戦争の費用をまかなうためには、公債によって充足した程度よりずっと不充分であったろうとおもわれる。ネーベニウス、前掲書、二五〇ページ。フリートリッヒ二世とナポレオン一世とは熱心に国家資産の集収をなした最後の人々であった。かれらは巨額の集収をなした。しかし両者とも最初のおおきな国家的入用を充分には充足しえなかった。Ueber den

Staatscredit 一一ページ参照。

七、租税と公債

前述した三つの本来可能なる方法のひとつをのぞいたのちには、他のふたつのものの比較が残るのみである。臨時国家経費は租税によって充足すべきであるか、あるいは公債によって充足すべきであろうか。この問題の解答のうちにわれわれの全課題がある程度集約されている。たいていの著作家たちは国家信用に関する自己の見解をこの二者択一のうちに展開している。それゆえこれは若干の〔経済〕理論家たちの本来的論争点をなすのである。[2)]

2) たとえばアダム・スミス、国富論、独訳、一七九九年、第四巻、四二三ページ、リカードゥ、Grundsätze der Volkswirthschaft バウムスタルク訳、二五六ページ、ラウ、財政学、四七四節、Eduard Baumstark, Volkswirthschaftliche Erläuterungen, vorzüglich über David Ricardós System, Leipzig 1838, S. 784, Cph. Bernoulli, Beiträge zur richtigeren Würdigung der Staatsanleihen überhaupt u. s. w., Carlsruhe 1833 S. 1 ff. ロッツ前掲書、第三巻、四三四ページ、ネーベニウス、前掲書、六六九ページ参照。さらにJ・S・ミル、ゼートベア (Soetbeer) 訳、第一巻、九四ページをも参照されたい。

まずこの点に関するある一面的見解を〔経済〕理論のうちで確立し、しかも最近にいたるまで保持されている S. 159 アダム・スミス学説について論じよう。われわれはほとんどすべての著作家たちのもとでこの理論にであうのである。この理論は資本および所得に関するスミスの誤れる皮相な見方にもとづいている。要約すればこれら学説の内容は以下のようである。

租税は所得より、公債は資本より調達される。それゆえ臨時的入用充足のために必要な資金を租税によって調達するならば、国民は自己の将来の経済の弱化をさけようとする自然的性向によって、これら臨時の入用もまた財貨享受を制限することによる国民の純所得から調達することになるであろう。かくて国民経済の資本は弱められることなく、また国民経済はそれ以上阻害されたりしないであろう。一度の不自由によって臨時的入用と財貨消費の全作用は吸収されつくしてしまうのである。

しかしもし臨時的入用充足に必要なる額を公債によって調達しようとするならば、これは資本から取りさられることになる。これによる資本の弱化は将来の生産の減少をうむことになるであろう。かくて国民経済は永続的に損害をうけることになる。なぜならばこの資本はそれっきりもどらぬものとなるからである。資本は国家がこれによっておこなった非生産的消費によって無にされてしまうのである。

もしこの見解をただしいとするならば、公債制度は無条件的に否定的な判定を下されたことになるかもしれない。幸運にも公債制度に関するかかる見解は全然ただしいものではない。この見解のうちに従来の諸理論のさまざまな主要なる欠点をみることができる。すなわち、資本についての誤れる概念、生産性に関する一面的見解、分離された純所得という恣意的仮定などがこれである。

最初の二点についてはすでに詳細に論及したので、ここでは当該諸章をかえりみられたい。[1] よって第三のものについてのみここでは論及すべきことになる。

1) 政府消費の非生産性論に関しては本書、十一ページ参照。資本概念については当該章、とくに本書一〇一ページ以下参照のこと。